

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	児童くらぶ利用者情報ファイル	
2	行政機関等の名称	市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部こども室子育て支援課	
4	個人情報ファイルの利用目的	伊丹市立児童くらぶ入所審査のために利用する。	
5	記録項目	<p>1. 宛名コード、2. 給付種類、3. サービス種類、4. 契約申請状況、5. 入所理由コード6. 決定施設事業所番号、7. 契約日、8. 利用曜日、9. 実施開始日、10. 実施終了日、11. クラス年齢基準日、12. 年齢基準日、13. 国年齢基準日、14. 保護者宛名コード1、15. 算定一均等割、16. 算定一所得割、17. 算定一市階層、18. 算定一利用者負担単価、19. 宛名区分一名称、20. 氏名カナ情報、21. 氏名漢字情報、22. 生年月日、23. 性別、24. 性別一名称 郵便番号、25. 住所漢字、26. 方書漢字、27. 宛名支所コード1、28. 世帯一世帯コード、29. 住記住民日異動日、30. DVフラグ、31. DVフラグ一名称、32. 送付先一氏名漢字情報、33. 送付先一郵便親番、34. 送付先一郵便子番、35. 送付先一住所区分、36. 送付先一住所漢字、37. 送付先一方書漢字、38. 連絡先一連絡先種別、39. 連絡先一連絡先種別一名称、40. 連絡先一電話番号等 銀行コード、41. 銀行コード一名称 支店コード、42. 支店コード一名称 口座種別、43. 口座種別一名称、44. 口座番号、45. 口座名義人カナ、46. 保護者一氏名カナ情報、47. 保護者一氏名漢字情報、48. 保護者一生年月日、49. 保護者一性別、50. 保護者一性別一名称、51. 保護者一住所漢字、52. 保護者一方書漢字、53. 世帯構成一格納件数、54. 帯構成一世帯員超過区分、55. ▼世帯構成1～10一宛名コード、56. 世帯構成1～10一氏名カナ情報、57. 世帯構成1～10一氏名漢字情報、58. 世帯構成1～10一生年月日、59. 世帯構成1～10一性別、60. 世帯構成1～10一性別一名称、61. 世帯構成1～10一対象者との続柄、62. 世帯構成1～10一対象者との続柄一名称、63. クラス年齢、64. 年齢、65. 国年齢、66. 決定施設事業所番号一名称、67. 決定施設事業所番号一略称、68. 決定施設事業所番号一サービス種類明、69. サービス種類一名称、70. 契約申請状況一名称、71. 入所理由コード一名称、72. 延長保育利用、73. 算定一生活保護受給一名称、74. 算定一母子父子家庭一名称、75. 算定一障がい者一名称、76. 算定一強制軽減1一名称、77. 算定一強制軽減2一名称、78. 算定一市階層一名称</p>	
6	記録範囲	伊丹市立児童くらぶ入所許可申請書を提出した児童及び生計同一世帯	
7	記録情報の収集方法	伊丹市立児童くらぶ入所許可申請書、住民基本台帳情報、市民税・県民税情報、オンライン申請	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	-
		[所在地]	-
10	開示請求等を受理	[名称]	こども未来部こども室子育て支援課

	する組織の名称 及び所在地	[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	条例要配慮個人情報	—	
19	備考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	保育業務支援システム	
2	行政機関等の名称	教育委員会	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課	
4	個人情報ファイルの利用目的	保育所・こども園の就学前施設等の児童情報・職員情報を管理するため	
5	記録項目	1 児童氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 保護者氏名、6 連絡先、7 身体測定の結果、8 アレルギー情報、9 在園施設名、10 職員氏名	
6	記録範囲	公立就学前施設入所児童及びその世帯員、公立就学前施設関係職員等	
7	記録情報の収集方法	本人（代理人を含む）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	-
		[所在地]	-
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地	-	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18	条例要配慮個人情報	-	
19	備考	-	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	子ども・子育て支援システム	
2	行政機関等の名称	教育委員会	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部幼児教育保育室教育保育課	
4	個人情報ファイルの利用目的	保育所・幼稚園等の就学前施設への入退所管理等を行うため	
5	記録項目	<p>1. 宛名コード、2. 給付種類、3. サービス種類、4. 契約申請状況、5. 入所理由コード、6. 決定施設事業所番号、7. 契約日、8. 利用曜日、9. 実施開始日、10. 実施終了日、11. クラス年齢基準日、12. 年齢基準日、13. 国年齢基準日、14. 保護者宛名コード、15. 算定一均等割、16. 算定一所得割、17. 算定一市階層、18. 算定一利用者負担単価、19. 宛名区分一名称、20. 氏名カナ情報、21. 氏名漢字情報、22. 生年月日、23. 性別、24. 性別一名称 郵便番号、25. 住所漢字、26. 方書漢字、27. 宛名支所コード、28. 世帯一世帯コード、29. 住記住民日異動日、30. DVフラグ、31. DVフラグ一名称、32. 送付先一氏名漢字情報、33. 送付先一郵便親番、34. 送付先一郵便子番、35. 送付先一住所区分、36. 送付先一住所漢字、37. 送付先一方書漢字、38. 連絡先一連絡先種別、39. 連絡先一連絡先種別一名称、40. 連絡先一電話番号等 銀行コード、41. 銀行コード一名称 支店コード、42. 支店コード一名称 口座種別、43. 口座種別一名称、44. 口座番号、45. 口座名義人カナ、46. 保護者一氏名カナ情報、47. 保護者一氏名漢字情報、48. 保護者一生年月日、49. 保護者一性別、50. 保護者一性別一名称、51. 保護者一住所漢字、52. 保護者一方書漢字、53. 世帯構成一格納件数、54. 帯構成一世帯員超過区分、55. ▼世帯構成1～10一宛名コード、56. 世帯構成1～10一氏名カナ情報、57. 世帯構成1～10一氏名漢字情報、58. 世帯構成1～10一生年月日、59. 世帯構成1～10一性別、60. 世帯構成1～10一性別一名称、61. 世帯構成1～10一対象者との続柄、62. 世帯構成1～10一対象者との続柄一名称、63. クラス年齢、64. 年齢、65. 国年齢、66. 決定施設事業所番号一名称、67. 決定施設事業所番号一略称、68. 決定施設事業所番号一サービス種類明、69. サービス種類一名称、70. 契約申請状況一名称、71. 入所理由コード一名称、72. 延長保育利用、73. 算定一生活保護受給一名称、74. 算定一母子父子家庭一名称、75. 算定一障がい者一名称、76. 算定一強制軽減1一名称、77. 算定一強制軽減2一名称、78. 算定一市階層一名称</p>	
6	記録範囲	保育所・幼稚園等の就学前施設の利用を申請した世帯	
7	記録情報の収集方法	住民基本台帳、保育施設入所申請書、口座振替依頼書、伊丹市立幼稚園入園願書、教育・保育給付認定申請書、施設等利用給付認定申請書、施設等利用費請求書、本人の申告 等	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	-
		[所在地]	-

10	開示請求等を受 理する組織の 名称及び所在地	[名称]	伊丹市教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室教育保育課
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	電子計算機処理ファイルに該当（法第60条第2項第1号）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け る組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を することができる期間	—	
18	条例要配慮個人情報	—	
19	備考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	保育所入所児童台帳	
2	行政機関等の名称	教育委員会	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部幼児教育保育室教育保育課	
4	個人情報ファイルの利用目的	保育所に在籍している児童の情報管理を行うため	
5	記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 家族構成、6 電話番号、7 個人番号、8 病歴、9 就労先情報、10 利用就学前施設情報	
6	記録範囲	保育施設入所申請書を提出した世帯	
7	記録情報の収集方法	保育施設入所申請書	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	-
		[所在地]	-
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	伊丹市教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室教育保育課
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18	条例要配慮個人情報	-	
19	備考	-	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	施設等利用給付認定児童台帳	
2	行政機関等の名称	教育委員会	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部幼児教育保育室教育保育課	
4	個人情報ファイルの利用目的	施設等利用給付認定を受けて就学前施設を利用している児童の情報管理を行うため	
5	記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 家族構成、6 電話番号、7 個人番号、8 病歴、9 就労先情報、10 利用就学前施設情報	
6	記録範囲	施設等利用給付認定申請書を提出した世帯	
7	記録情報の収集方法	施設等利用給付認定申請書	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	-
		[所在地]	-
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	伊丹市教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室教育保育課
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18	条例要配慮個人情報	-	
19	備考	-	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	伊丹市立児童発達支援センター運営事業ファイル	
2	行政機関等の名称	教育委員会	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部幼児教育保育室こども発達支援センター	
4	個人情報ファイルの利用目的	伊丹市立こども発達支援センター条例に定めのある児童発達支援センター事業を行うため。	
5	記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 家族構成、6 成育歴、7 療育記録	
6	記録範囲	障害児通所給付費等の給付決定により通所受給者証の交付を受けた者及び交付を受けようとする者	
7	記録情報の収集方法	障害児通所給付費等の給付決定により通所受給者証の交付を受けようとする者からの申告	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	健康福祉部 生活支援室 こども福祉課
		[所在地]	〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1-1
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	こども未来部幼児教育保育室こども発達支援センター
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目47番地2
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18	条例要配慮個人情報	-	
19	備考	-	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	伊丹市立こども発達支援センター診療所事業ファイル	
2	行政機関等の名称	教育委員会	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部幼児教育保育室こども発達支援センター	
4	個人情報ファイルの利用目的	児童発達支援センターの事業に係る児童に対する医療の提供のため。	
5	記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 家族構成、6、診療記録	
6	記録範囲	診療所を受診する者	
7	記録情報の収集方法	受診者及びその保護者からの申告	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	-
		[所在地]	-
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	こども未来部幼児教育保育室こども発達支援センター
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目47番地2
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地	-	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18	条例要配慮個人情報	-	
19	備考	-	